

政治家の寄附禁止の対象

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

- お歳暮・お年賀
- お祭りへの寄附・差入
- 地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入
- 落成式・開店祝等の花輪
- 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- 秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典
- 町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入
- 葬儀の花輪・供花
- 病氣見舞
- 入学祝・卒業祝

これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

5年賀状等のあいさつ状の禁止
政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状等の時候のあいさつ状（電報等も含む）を出すことは禁止されています。

6あいさつを目的とする有料広

告の禁止
政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。※「公民権停止」とは、選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加等が禁止されること。

民生委員・児童委員、主任児童委員さんが改選されました

【民生委員・児童委員とは】

町内の各自治会より推薦され、嵐山町民生委員推薦会及び埼玉県社会福祉審議会を経て厚生労働大臣から委嘱されている、地域住民を支援するボランティアです。

委員は、地域福祉の向上のため、住民の皆さんの身近なところで、住民の立場に立って相談を受けるほか、地域住民と関係行政機関とのパイプ役として、福祉の向上に努めています。

相談内容等、個人の秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

民生委員・児童委員、主任児童委員が、任期満了に伴い12月1日付で改選され、下表の皆さんが厚生労働大臣から委嘱されました。任期は3年間です。

嵐山町民生委員・児童委員協議会（任期H28.12.1～H31.11.30）

地区名	担当民生委員	電話番号	地区名	担当民生委員	電話番号
菅谷1区	宮本 紀子	62-3597	むさし台2丁目	笠谷 芳子	62-7785
菅谷2区	内田 きよ子	62-7531	むさし台3丁目	戸野倉 弘美	62-5057
菅谷3、4区	寺山 サキ子	62-3360	平澤1区上	奥平 勝久	62-2865
菅谷5、6区	根岸 由枝	62-2215	平澤1区下	奥平 正子	62-3156
菅谷7区	吉田 一雄	62-2323	平澤2区	保志野 佳津代	62-3318
菅谷8区	青木 裕子	62-7117	遠山、千手堂1区	関口 邦男	62-3403
菅谷9区	佐藤 俊郎	62-2461	千手堂2区	臼倉 悦子	62-7982
川島1	荻野 俊子	62-4984	鎌形北部	内田 富江	62-3881
川島2	清水 千賀	59-9191	鎌形南部	杉田 良美	62-2980
川島3	水上 恒央	62-6572	大蔵	金井 美明	62-5137
川島4	永島 真理子	62-8778	根岸、將軍澤	遠藤 真理子	62-5337
志賀1区北部	内田 秀子	62-4583	古里1、2区	森下 漢文	62-8216
志賀1区南部	志賀 基生	62-6302	吉田1、2区	藤野 京子	62-4898
志賀2区7、8組	梶 博子	62-7027	越畑1、2区	青木 明美	62-5352
志賀2区1、2組	鈴木 勝江	62-6578	勝田	中村 詔子	62-3706
志賀2区10、11組	高橋 和子	62-7507	廣野1区	永嶋 俊雄	62-3672
志賀2区4、6組	大工原 三千代	62-6902	廣野2区	木場 優价	62-7415
志賀2区9組7.8.10	三井 幸子	62-6611	杉山	水島 晴夫	62-5157
志賀2区3、5組	関野 穂子	62-4103	太郎丸	石井 敬子	62-8032
むさし台1丁目	関根 志津子	62-2830			

○主任児童委員

菅谷中学校区	権田 ひろみ	62-2896	玉ノ岡中学校区	田邊 明子	63-0524
--------	--------	---------	---------	-------	---------

問合せ 健康いきいき課 社会福祉担当 ☎62-0716

明るい選挙啓発コンクール嵐山町入選作品

○ポスターの部

埼玉県選挙管理委員会入選作品
大妻嵐山高等学校1年 藤田有紗さん

大妻嵐山高等学校2年 岡嶋美樹さん

町立菅谷小学校2年 森綾音さん

町立七郷小学校5年 藤野美沙希さん

大妻嵐山中学校1年 大島百音さん

大妻嵐山中学校1年 須田桃果さん

町立玉ノ岡中学校2年 設楽遥さん

大妻嵐山高等学校1年 島崎真維さん

○標語の部

小学校部 門	最優秀賞	18才 未来を選ぶ 初投票	七郷小学校6年 田畑 諒大さん
	優秀賞	選挙に行こう 自分の未来を考えて	七郷小学校4年 船戸 琉愛さん
中学校部 門	最優秀賞	捨てないで 日本の未来と その一票	菅谷中学校3年 鈴木 壘さん
	優秀賞	ムダにしない その一票が 未来を創る	菅谷中学校3年 足立 優奈さん
	優秀賞	届けよう 日本を変える 第一歩	菅谷中学校3年 田島 万葉さん

問合せ
総務課
庶務・人事担当
☎62-2151

寄附禁止のルール

年末年始は何かと贈り物や祝い事をする機会が多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

左記の①から④まで及び⑥の項目によって処罰されると、公民権停止※の対象となります。

1政治家の寄附の禁止
政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

・政党その他の政治団体またはその支部や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は、禁止の対象から除かれます（政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります）。

2政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

3政治家の関係団体の寄附の禁止
政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

・政党その他の政治団体またはその支部に対するものは除かれます。

4後援団体の寄附の禁止
後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀や、

対象となります（政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典は違法ですが、罰則の対象からは除外されています（選挙に関しては交の程度を超えている場合は処罰されます）。

・政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典は違法ですが、罰則の対象からは除外されています（選挙に関しては交の程度を超えている場合は処罰されます）。